

被扶養者認定に係る取扱基準

(令和2年4月1日制 定)

(令和3年1月1日一部変更)

(令和3年6月1日一部変更)

(令和5年4月1日一部変更)

北海道市町村職員共済組合

北海道市町村職員共済組合の被扶養者認定に係る取扱基準について、公正かつ厳正を期する事を目的とし、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「共済法」という。）第2条第1項第2号、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。）第3条、及び地方公務員等共済組合法運用方針（昭和37年自治甲公第10号。以下「運用方針」という。）第1章第2条関係第1項第2号の規定に基づき、健康保険法（大正11年法律第70号。）、及び厚生労働省通達等の取扱いを参酌し以下のとおり定めるものとします。

1 被扶養者の定義及び認定要件の概要（共済法第2条第1項第2号）

被扶養者とは、3親等内の親族等（後期高齢者医療の被保険者等を除く。）で、主として組合員の収入により生計を維持する者（その者の生活に要する費用を組合員が継続して負担している場合）とされています。

（1）被扶養者の範囲

- ①組合員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ②組合員と同一世帯に属する3親等内の親族で①に掲げる者以外の者
- ③組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一世帯に属する者

（2）認定の基本的要件

主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては次に掲げる者であって家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものとします。

- ①18歳未満の者
- ②60歳以上の者
- ③給与条例の規定による扶養手当を受けている扶養親族（一般職の職員の給与に関する法律第11条第2項の規定に相当する扶養親族）又は給与条例の規定による扶養親族以外若しくは特別職等で扶養手当等は受けていないが、主として組合員の収入により生計を維持する者
- ④学校教育法第1条に定める学校の学生、生徒並びに監督庁の認可を受けている学校法人又は各種学校（修業期間1年以上のものに限る。）の学生、生徒。ただし、定時制課程、通信制課程、夜間課程及び通信による教育を受けている学生を除く。
- ⑤組合員と同居している障害者
- ⑥病弱者で就労能力を失っている者、若しくは著しく減退している者
- ⑦所得税法第2条第1項第33号又は第34号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族と

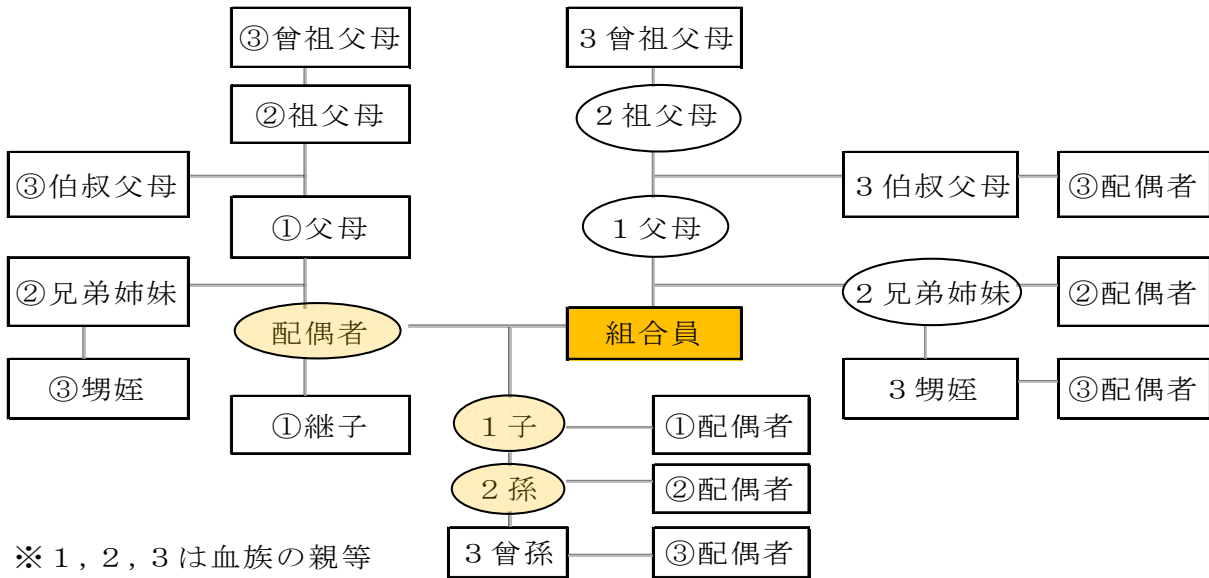
されている者（16歳未満の者を除く）

（3）被扶養者として認定されない者

次に掲げる者は、主として組合員の収入により生計を維持する者に該当しません。

- ①その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与等に関する法律第11条第1項の規定に相当する給与条例による扶養手当又は、これに相当する手当を地方公共団体、国、その他から受けている者
- ②組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者
- ③勤労資産（年金等を含む。）又は、事業による所得が運用方針第2条関係に規定する年額130万円以上ある者（国民年金法及び厚生年金保険法に基づく年金たる給付その他の公的年金たる給付のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者〔以下、「障害年金受給者」という。〕である場合又は、60歳以上の者である場合にあっては、年額180万円以上の所得がある者）
- ④共済組合の組合員、健康保険及び船員保険の被保険者である者、あるいは既にそれらの被扶養者に認定されている者
- ⑤社会保険各法、雇用保険法等に基づく給付金の受給資格がある者で、その受給額が年額に換算して130万円以上あり、その受給対象期間にある者
- ⑥疾病等による就労能力の喪失が一時的であり、この状態が一定期間継続していない場合
- ⑦後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者である者又は、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の被保険者である組合員の配偶者等

親等関係図



※ 1, 2, 3 は血族の親等

※ ①, ②, ③ は姻族の親等

※ ○ は同居を必要としません

※ ○ は同一世帯ではない場合、生活費の送金が必要

※ □ は同一世帯内であることが必要

2 生計維持の取扱いについて

被扶養者の定義にある「主として組合員の収入によって生計を維持する」ことに関しては、健康保険法における被扶養者の認定の取扱いを参酌し、総務大臣の定める運用方針により行います。

(1) 共同扶養の取扱いについて

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定にあたっては、下記を参考として家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものとします。

- ①被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ）の多い方の被扶養者とします。
- ②夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため届出により主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- ③共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われることとされているので、夫婦の双方又は、いずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に当該被扶養者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えありません。

(2) 同一世帯について

①同一世帯の取扱い

共済法第2条第1項第2号に規定する親族に係る「同一の世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいいます。そのため、上記親等関係図のとおり組合員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外の親族については同居していることが要件となります。

ただし、病院勤務の看護師など組合員の勤務上別居を要する場合、もしくはこれに準ずる場合、又は転勤等に際して組合員の都合により一時的に別居を余儀なくされる場合は、それがやむを得ない事由であると共済組合が認めた場合に限り、扶養の実態等を総合的に判断します。

また、組合員と同居していた被扶養者が次に掲げる施設等に入所する場合、一時的な別居であると考えられますので、組合員と同居しているものとして取り扱います。ただし、当該各施設の利用料等を負担していることが必要です。

ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者授産施設

イ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更正施設及び知的障害者授産施設

ウ 介護保険法に規定する介護老人保健施設

②別居の場合の取扱い

認定対象者（配偶者、子を除く。）が別居の場合は、組合員が生活費を継続して負担していることが必要となることから、月々の送金額を確認いたします。毎月あるいは少なくとも2ヶ月に1回以上の送金が必要となります。

- ・送金額は月額3万円以上、かつ年間にして認定対象者の収入の1/3以上の額となる送金が必要です。
- ・認定対象者が2名以上の場合は、ひとり当たり月額3万円以上、かつ年間にして認定対象者の収入合計額の1/3以上の額となる送金が必要となります。
- ・認定対象者が父母2人の場合は、月額5万円以上、かつ年間にして父母の収入合計額の1/3以上の額となる送金が必要となります。

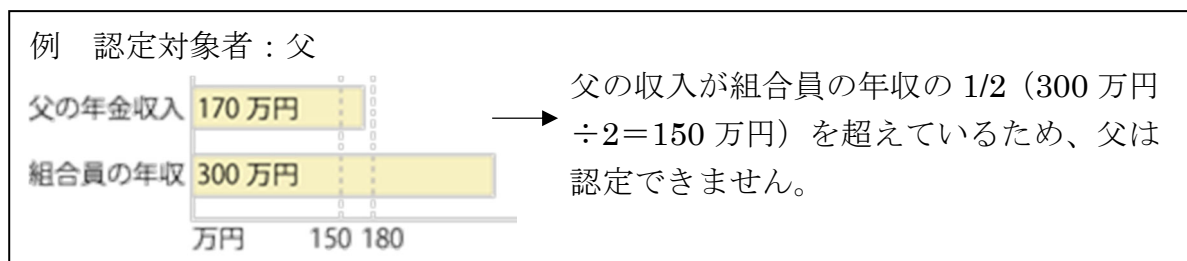
なお、援助額の手渡し又は、物品等の援助や公共料金の支払い等は、生計維持関係が客観的に確認できないため認めておりません。必ず、金融機関の通帳や振込依頼書等の確認書類において振込人・受取人・送金日・送金額が確認できる送金方法であることが必要です。

また、扶養認定後も被扶養者資格確認調査の際には過去2年分の送金実績を確認できる書類の提出が必要となりますので必ず保管してください。

(3) 組合員の扶養能力の判定について（配偶者及び子は除く。）

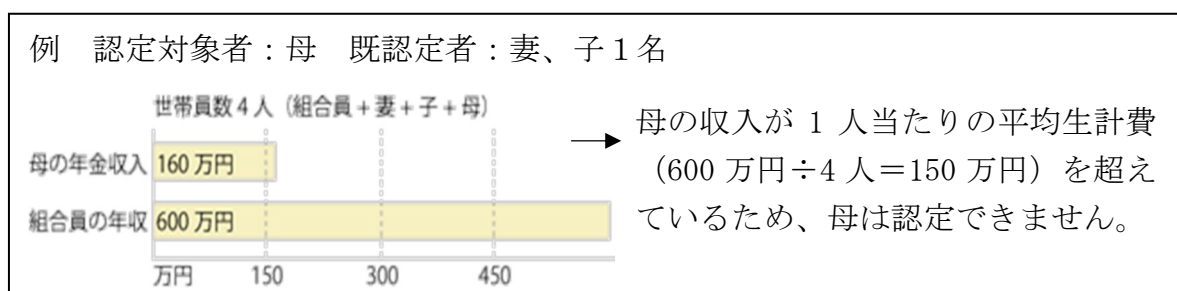
次の要件に該当するときは、組合員が家族の生計を将来に向けて継続的に維持することができる経済的な資力が無いとして、認定できません。なお、認定を受けようとする者の所得として規定するものについては次項を確認してください。

①認定を受けようとする者の所得が限度額未満であっても、その所得額が組合員の年収の1/2を超える場合は、被扶養者として認定することはできません。



②認定対象者の所得が、その世帯の1人当たりの生計維持費を超える場合も、被扶養者として認定することはできません。

$$\text{1人当たりの平均生計費} = \frac{\text{組合員の総収入}}{\text{生計維持人数 (組合員+既認定者数+申告者)}}$$



3 収入基準について

扶養認定にあたっては、その認定対象者に何らかの収入がある場合、その金額や組合員の収入額を考慮して認定事務を行います。

(1) 扶養認定における所得とは

共済法運用方針第2条関係で規定されている所得とは、諸控除前の収入額のことを指すものであり、所得税法上の「所得」とは相違しますのでご注意ください。扶養認定において対象となる所得は、その者の恒常的な収入の総額であり、非課税所得も含まれません。下記は主な収入ですが、一般的には全ての収入が対象となります。

- ・給与所得 (給料、賞与、手当、賃金等。ただし、交通費は含みません。)
- ・事業所得 (農業、商業、製造業、その他の事業から生ずるもの)
- ・利子所得、配当所得 (預貯金利子、株式配当金、有価証券利息等)
- ・不動産所得 (土地、家屋の賃貸等による収入等)
- ・雑所得 (老齢・障害・遺族年金、恩給等)
- ・その他の所得 (社会保険各法に基づく各種手当金、雇用保険法に基づく基本手当等)

(ただし、一時金と同等の手当は含みません。)、国家公務員等失業者退職手当(いわゆる公務員等の失業給付)、その他共済組合において、前各号に準ずる所得と認定した収入)

※所得税法上において、その者の所得として取り扱われていない所得であっても、現実にその家業等に従事している場合には、その所得の名義人にかかわりなく、同様の業務に従事する他の従事者に支払われる給与(賃金手当)に換算し、その額をその者の所得とします。

※労務の提供度合等の評価にあたっては、従事する者の業務上の地位、年齢、健康状態、労務量、その他特殊事情等を考慮して取り扱うものとします。

※所得は既定の収入額をさすのではなく、現在及び将来にわたる収入状態から推定した額とします。

(2) 収入の限度額について

年額にして130万円未満とします(障害年金受給者又は、60歳以上の者については年額180万円未満)。ただし、次のような状態にある場合には、年額130万円以上の所得があるものとして取り扱います。

①パート等で月額給与賃金を受けている場合

月額108,334円以上の所得が恒常的にあることが見込まれるときは認定できません。

(1,300,000円÷12月=108,333円)

また、雇用契約において収入月額が上記の限度月額を上回る勤務形態である場合も認定できません。

(例)雇用契約が勤務時間6時間×時給900円×月21日勤務=月額113,400円

なお、収入には諸手当(通勤手当は除く。)を含みます。月額給与とは別に定期的な賞与が支給される場合は、支給月から次の賞与支払い月の前月までの各月に割り振り、月額給与に加算します。臨時支給的な賞与は、支給月の給与にのみ加算します。

②雇用保険基本手当、社会保険から傷病手当金等を受給する場合

手当日額が3,612円以上の社会保険各法に基づく各種手当金、雇用保険法に基づく基本手当等(特例一時金を除く)を受給する場合は認定できません。

(108,333円÷30日=3,611円)

※年額180万円の場合についても、上記に準じて算出します。

区分	収入限度額		
	①年額	②月額(年額÷12)	③日額(月額÷30)
下記に該当しない方	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満

・障害年金受給者 ・60歳以上の者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
----------------------	---------	------------	----------

③事業所得がある場合

自営業者等の場合、所得税法上の所得額ではなく、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を売上高から控除した額が年額130万円未満のときのみ、認定することができます。経費については、どの業態であっても減価償却費、租税公課、接待交際費・利子割引料等は必要経費として認められません。

なお、給与賃金を経費として支出している事業者にあつては、その者が他の者の雇用主である立場から、共済制度上の被扶養者としては不適切であり認定の対象となりません。

事業所得における必要経費の取扱い例

- 1 事業所得者（給与賃金を経費として支出している者を除く。）が被扶養者としての認定を受ける際には、確定申告書及び損益計算書（収支内訳書）の写しを添付すること。
- 2 所得額は原則「総収入-仕入額-必要経費」で算出しますが、必要経費として認められるものについては下表の○及び△（注）に該当するものとします。

（注）明らかにその事業を行うために支出した額のみ経費として認めます。経費として控除するには、確定申告書とは別に必要経費である根拠書類の添付が必要です。

	小売業	飲食業	理美容業	アパート 貸間業	農水産業	学習塾業
売上原価（仕入等）	○	○	○	×	×	△
租 税 公 課	×	×	×	×	×	×
荷 造 運 賃	×	×	×	×	×	×
水 道 光 熱 費	△	△	△	×	△	△
旅 費 交 通 費	△	△	△	×	△	△
通 信 費	×	×	×	×	×	×
広 告 宣 伝 費	×	×	×	×	×	×
接 待 交 際 費	×	×	×	×	×	×
損 害 保 険 料	×	×	×	×	×	×
修 繕 費	○	○	○	○	○	△
消 耗 品 費	○	○	○	△	○	○
減 価 償 却 費	×	×	×	×	×	×
福 利 厚 生 費	×	×	×	×	×	×
給 料 賃 金	×	×	×	×	×	×

利子割引料	×	×	×	×	×	×
地代家賃	△	△	△	×	△	△
貸倒金	×	×	×	×	×	×
研修費	×	×	×	×	×	×
負担金	×	×	×	×	×	×
雑費	×	×	×	×	×	×
青色申告控除額	×	×	×	×	×	×

(3) 父母を扶養する場合の収入要件

父母を扶養するときは、夫婦相互扶助の観点から、前述の収入要件に加え、次のとおり父母の収入を合算して認定の可否を判断します。

下記限度額については、国が定める標準生計費、厚生労働省の生活保護基準等を参考として1人世帯の2倍の90%として計算しており、父母の年齢及び障害年金受給の有無によって、認定可能となる収入限度額を判断します。

なお、下記限度額についても支給形態により「(2) 収入の限度額について」と同様に月額・日額に換算し、認定の可否を判断します。

①父母ともに障害年金受給者又は、60歳以上の者

- 合算額が180万円未満 父母ともに可
- 合算額が180万円以上 どちらか額の少ない者のみ可
- 合算額が324万円以上 父母ともに不可

②父母のどちらかが障害年金受給者又は、60歳以上の者

- 合算額が130万円未満 父母ともに可
- 合算額が130万円以上 どちらか額の少ない者のみ可
- 合算額が279万円以上 父母ともに不可

③父母ともに60歳未満で障害年金受給者でない

- 合算額が130万円未満 父母ともに可
- 合算額が130万円以上 どちらか額の少ない者のみ可
- 合算額が234万円以上 父母ともに不可

④父又は、母のいずれかが75歳以上で既に後期高齢者医療制度に加入している場合は、年収の合算は行わず、申請対象者の収入のみを基に認定の可否を判断します。

4 国内居住要件について（共済法第2条第1項第2号）

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）、地方公務員等共済組合法施行規定の一部を改正する命令（令和元年内閣府総務省文部科学省令第4号）が公布されたことにより、令和2年4月1日から当該要件が追加されました。

（1）国内居住要件の考え方について

共済法第2条第1項第2号に定める「住所」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうか（住民票があるかどうか）で判断し、住民票が日本国内にある者は原則、国内居住要件を満たすこととなります。

このため、例えば、当該被扶養者が一定の期間を海外で生活している場合も、日本に住民票がある限りは、原則として国内居住要件を満たすこととなります。ただし、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していない等、明らかに日本での居住実態がないことが判明した場合は、共済組合において、例外的に国内居住要件を満たさないものと判断します。

（2）国内居住要件の例外について

これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後日本で生活する蓋然性が高いと認められる者は、一時的な海外渡航であるとして、日本国内に住所がないとしても、日本国内に生活の基礎があると認められる者として、国内居住要件の例外として取り扱います。対象は次に掲げる者とします。

- ①外国に一時的に留学をする学生、またその留学に同行する家族。なお、留学の期間は問いません。
- ②外国に赴任する組合員に同行する家族。ただし、渡航先国で家族帯同ビザでなく就労ビザが発行される等の場合は例外対象とはなりません。
- ③観光、保養、ボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に渡航する者。ワーキングホリデー制度利用者を含みます。
- ④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者。具体的には海外赴任中に出生した子や、婚姻した配偶者、養子縁組を結んだ子などで、組合員の海外赴任終了後に日本で生活すると予定されている者。なお、②と同様に、現地で就労している等で生計維持関係が認められない場合は除きます。
- ⑤その他渡航の目的や事情等を考慮し、生活の基礎が国内にあると認められる者。

（3）確認書類の提出について

上記（2）に該当する者は、実態を確認する必要があるため、次項〔別表2〕に記載する書類を提出していただきます。

なお、外国語で記載された確認書類は、翻訳者の署名がある日本語翻訳文を添付し提出してください。

5 被扶養者認定の事務手続き

被扶養者の異動について申告しようとするときは、共済被扶養者申告書に扶養の事実を確認できる別表の書類を添付し、共済組合に提出してください。

〔別表〕被扶養者申告書添付書類一覧表

○：必ず添付 △：必要に応じて添付

※下表の他に書類の提出を求めることがあります

			配偶者		子		父母・祖父母・孫・兄弟姉妹		その他の親族	摘 要
			同・別	同・別	同	別	同			
同居別居の別			同・別	同・別	同	別	同			
被扶養者・兄弟等の調査書			○	○	○	○	○		出生時の申告において、扶養手当が支給されている場合のみ省略可	
戸籍謄本 (それに準ずる書類含む)	婚姻・縁組 扶養義務者が わかるもの		△	△	○	○	○		配偶者・子…続柄・婚姻日等の確認が必要な場合。 父母等…除籍者を全て含む謄本 ※戸籍法改正により除籍者が確認できない場合は改製前原戸籍	
住民票	組合員と 申告者分		△	△ 出生除く	△	△	△		必要に応じて提出を求めることがあります	
在学証明書原本	高校生以上		○	○	○	○	○			
年金改定通知書又は 年金振込通知書の写	年金受給者		△	△	△	△	△		必要に応じて提出を求めることがあります。年金未決定、改定前の場合は試算書等の提出が必要	
送金確認書類	別居組合員から の仕送り					○ 孫：△			振込依頼書の写、又は送金額や送金者・受取人がわかる通帳の写	
診断書等 (18歳～59歳の方で病弱 の場合)	就労でき ないとき			○	○	○	○		診断書や障害者手帳の写など就労能力を失っていることがわかる書類	
雇用証明書	給与収入者		○	○	○	○	○		当組合の様式をご使用ください。契約内容変更による認定の場合は 変更前・変更後各1枚ずつ 。	
確定申告書及び 損益計算書 (収支内訳書)	自営業者		○	○	○	○	○		事業所得における必要経費の取扱いは、所得税法上のものとは異なります。詳細については事務手引を参照ください。	
有職者 者 だ っ	退職者に関する 証明書	雇用保険 未加入者	○	○	○	○	○		当組合の様式をご使用ください。	
	雇用保険受給資格者 証原本又は 離職票1と2	雇用保険 加入者	△	△	△	△	△		必要に応じて提出を求めることがあります。	
現況及び今後についての 申立書	18歳～59歳			○	○	○	○		組合員の申立て当組合の理事長宛・所属所長の記名があり、組合員が内容を確認した旨の記載がある申立書(在学証明書添付の場合は省略できます)	
扶養の実態についての 申立書					△	○	△		別居の場合は仕送り額の記載のあるもの。組合員の申立て当組合の理事長宛・所属所長の記名があり、組合員が内容を確認した旨の記載がある申立書	
扶養できない理由及び 送金についての申立書	組合員の 兄弟等				○	○	○		収入のある組合員の兄弟等に作成していただき提出してください	

国民年金第3号被保険者関係届 ※短期組合員の被扶養配偶者については、所属所から管轄の年金事務所または年金事務センターへ直接提出してください。	20歳～59歳	○					当組合の認定年月日と相違する場合は「国民年金第3号被保険者と当組合の認定年月日が相違している者に係る申請書」の提出も必要
基礎年金番号確認書類		○					基礎年金番号通知書等の写

〔別表2〕国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類

例外該当事由	添付書類
①外国において留学をする学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

※日本語以外の言語で記載された確認書類は、翻訳者の署名がある日本語翻訳文を添付すること。

6 認定の効力等（共済法第55条）

- ①新たに組合員となった者に被扶養者となるべき者がある場合には、その組合員となった日から、また、新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その事実が生じた日からそれぞれ発生します。ただし、その届出が組合員となった日、若しくはその被扶養者としての要件を備えるに至った日から30日以内にされない場合には、その届出を受けた日又は、共済組合で認定した日から発生します。
- ②被扶養者の資格は、その要件を欠くに至った日から喪失します。
- ③組合は、既に被扶養者として認定されている者について、被扶養者としての要件を満たしていないことが判明した場合は、認定取消の日はその事実が発生した日からとします。（なお、医療費等の還付請求をする場合がありますので注意してください。）
- ④その他、この取扱いによるもののほか、必要な事項については、その都度文書をもって所属所長に通知します。

7 被扶養者の取消について

被扶養者の資格は、その要件を欠くこととなった時点で喪失します。具体的な認定取消日の基準は次のとおりです。

(1) パート・アルバイト等の給与収入がある場合

給与収入については、一般的に月単位で支払われることから、月額 108,334 円(障害年金受給者または 60 歳以上の者は 15 万円)以上を収入限度額超過として判断します。

したがって、年額で 130 万円 (180 万円) 以上とまらない場合であっても、下記に該当すると判断できる場合は認定取消となります。

なお、賞与が支給される場合は、支給月から次の賞与支払月の前月までの各月に割り振り、給与に加算したものを月額収入とします。

①就職や雇用契約の変更等により、健康保険等の被保険者又は組合員となったときには、認定取消となります。

②就職時の雇用契約が、月額の限度額以上の場合(月給・日給・時給、勤務日数・勤務時間、賞与の按分等で算定)は、就職日から認定取消となります。(事例 1 参照)
なお、給料が日額の場合は、月額に換算して計算します。

③雇用形態(時給・勤務日数等)の変更により、雇用契約が月額の限度額以上となった場合は、雇用契約の変更日から認定取消となります。(事例 3 参照)

④就職時の雇用契約は月額の限度額以上であるが、3 ヶ月未満の短期雇用のため認定取消をしなかった場合であっても、引き続き就労(雇用延長・他で雇用等)することとなったときには、就職日に遡って認定取消となります。

⑤パート・アルバイト等で月々の収入が一定でない場合は、月額限度額以上となった月からの 3 ヶ月の平均収入が月額限度額以上となり、かつ、その後においても同程度の収入が見込まれるとき(更に翌 3 ヶ月の平均も限度額以上となる時)は、超過月から 3 ヶ月後の 1 日に認定取消となります。(事例 4・5 参照)

なお、月々の収入が一定でない場合でも、雇用契約で明らかに月額の限度額を超える収入が見込まれるときには、その時点から認定取消となります。

⑥雇用契約が月額 108,334 円未満であっても、実績として雇用開始月から月額 108,334 円以上の収入があった場合は、雇用された日から認定取消となります。(事例 2 参照)

※ 個々のケースにより、上記の他にも取消手続が必要となる場合があります。

※ 父母どちらかのみを認定している場合において、認定されていない方に係る収入確認も上記と同様に行います。

●認定取消となる具体的事例

(事例1) 雇用契約で月額が限度額 108,334 円以上 (※雇用期間が 3 ヶ月未満の場合を除く。)

雇用契約の内容が、月額 12 万円、雇用期間 10 ヶ月で、2 月 1 日より就労を開始
(※日額 6,000 円で月 20 日間雇用の場合、時給 1,500 円で 1 日 4 時間、月 20 日間雇用の場合も同様)

→ 就職日の、2 月 1 日付けで認定取消となります。

※賞与が支給される場合は、支給対象月に割り振る

2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
12万	12万	12万	12万	12万	12万	12万	12万	12万	12万	12万	0円	0円

(単位：円)



2/1 取消

(月額) : 108,334 円以上

雇用先で健康保険の加入対象ではない、また年額で 130 万円未満であっても取消となります。

(事例2) 雇用開始月の給与月額が限度額 108,334 円以上

雇用契約が月額 10 万円(日給 5,000 円×20 日勤務)で、2 月 1 日より就労を開始したが、
時間外勤務等により 2 月の給与が限度額を超過した

→ 就職日の、2 月 1 日付けで認定取消となります。

※賞与が支給される場合は、支給対象月に割り振る

	2月実績	3月実績	4月実績	5月実績	6月見込	7月見込
給料	11 万円	10 万円	10 万円	10.5 万円	10.5 万円	10 万円
賞与	0 円	0 円	0 円	0 円	1 万円	? 万円
合計	11 万円	10 万円	10 万円	10.5 万円	11.5 万円	? 万円



2/1 取消

3 月以降は雇用契約どおりの限度額内の給与額であっても、就職日で取消となります。
雇用開始月の給与額には特にご注意ください。

(事例3) 雇用形態(契約)の変更により収入が増加

月額7万円(日給5,000円×14日勤務)だったが、9月15日より、日給・勤務日数等の雇用形態が変更となって、雇用契約上、月額11万円(日給5,500円×20日勤務)となった。

→ 雇用形態の変更日、9月15日付けで認定取消となります。

(注) 雇用形態の変更により健康保険に加入となった場合は、限度額未満でも認定取消となります。

※賞与が支給される場合は、支給対象月に割り振る

6月実績	7月実績	8月実績	9月	見込	10月見込	11月見込	12月見込	1月見込
7万円	7万円	7万円	9万円	円	11万円	11万円	11万円	11万円

(月額) : 108,334円未満 **9/15 取消** (月額) : 108,334円以上

変更月の給与額が限度額未満であっても、変更日での取消となります。

(事例4) パート等で毎月の給与が変動する方(3ヶ月平均で108,334円以上の収入)

シフト勤務等で月々の給与収入が変動し、給与額が月額108,334円以上となった7月からの3ヶ月平均が108,334円以上となり、その後も同程度の収入が見込まれる。

→ 3ヶ月経過した翌月1日の、10月1日付けで認定取消となります。

※賞与が支給される場合は事例4参照

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
9万円	12万円	9万円	12万円	10万円	12万円	11万円	10万円	10万円

7~9月平均が108,334円以上 **10/1 取消** 10~12月平均が108,334円以上

「その後も同程度の収入が見込まれる」ことの確認については、具体的には、収入限度額を超過した月から3ヶ月後~5ヶ月後の月の平均給与額が限度額を超過することとしております。

また、年額(1年間の給与合計額)が130万円未満であっても取消となります。

(事例5) パート等で賞与の支給がある方 (3ヶ月平均で108,334円以上の収入)

月々変動する給料は、限度額の108,334円未満だが、賞与が6月に3万円、12月に6万円それぞれ支給された。賞与を給与月額に加算すると、12月分給与から限度額を超過した。

→ 3ヶ月経過した翌月1日の、3月1日付けで認定取消となります。

6月賞与 : 3万円 ÷ 6ヶ月 = 0.5万円 (6月～11月に割り振って加算)

12月賞与 : 6万円 ÷ 6ヶ月 = 1万円 (12月～翌5月に割り振って加算)

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
給料	10万	9万	10万	10.5万	10万	10万	10万	10.5万	11万
賞与	0.5万	0.5万	1万	1万	1万	1万	1万	1万	?万
合計	10.5万	9.5万	11万	11.5万	11万	11万	11万	11.5万	?万

(単位:円)

12～2月平均が108,334円以上 3/1 取消 3～5月平均が108,334円以上

臨時支給的な賞与については、支給月の給与にのみ加算することとします。

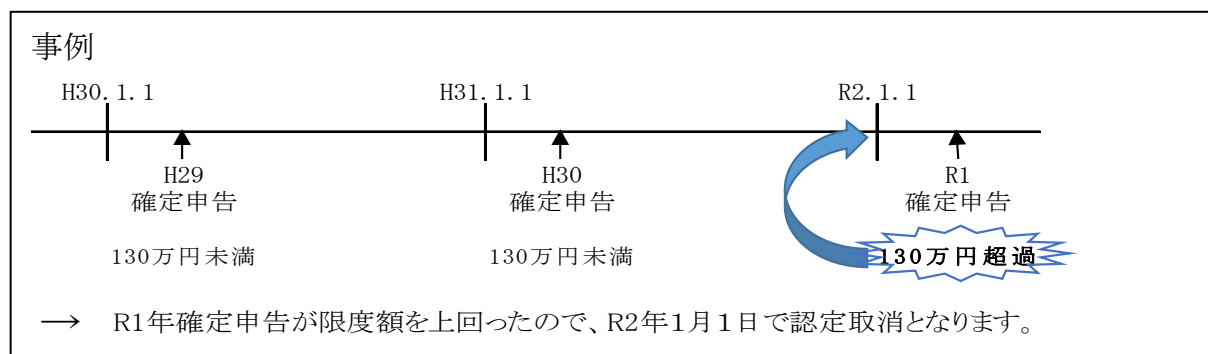
(2) 事業所得、不動産所得、配当所得等がある者の場合

自営業は月単位での収入の把握が困難な場合もあることから、原則、毎年確定申告で算出された売上高から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費を控除した額が130万円(障害年金受給者または60歳以上の者は180万円)以上となった場合を収入限度額超過として判断します。

また、不動産所得や配当所得等で収入が定期的なものは、その単位期間で収入額を確認してください(賃貸収入を毎月得る場合は月額で確認する等)。

収入限度額を超過した場合や下記に該当した場合は認定取消となります。

- ① 確定申告で算出された売上高から社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費を控除した額が限度額を超過したときは、確定申告を行った年の1月1日に遡って認定取消となります。



②事業を行うなかで、人を雇用したときは、雇用日で認定取消となります。正規の雇用でなくても、給与賃金を支払ったときすべてが対象です。

③不動産所得や配当所得等が限度額を超過することとなったときは、不動産を所有した日、限度額以上の収入を得ることとなる契約を行った日、株式や証券を取得した日等をもって認定取消となります。

(3) 公的年金等を受給する場合

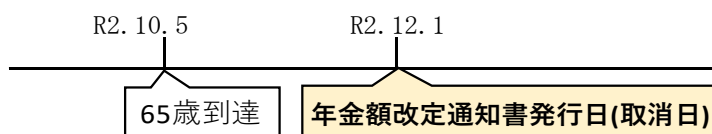
限度額以上の公的年金等を受給することとなったときは、その年金額が示された日(決定通知書や改定通知書の発行日)をもって認定取消となります。

公的年金を複数受給している場合は、すべてを合算して限度額が超過することとなる時点で認定取消となります。

また、公的年金のほかに給与収入等がある場合は、合算して限度額を超過する時点において認定取消となります。

なお、厚生年金基金や個人積立年金等は、同等の額を家計から支払っているとみなされますので、収入には含みません。

事例 年額 140 万円の老齢年金を受給している被扶養者が 65 歳に到達し、老齢基礎年金が支給開始となったことから、年金額が 200 万円に改定されました。



➡ この場合、65歳になった時点ではなく、年金額改定通知に記載されている発行日において認定取消となります。

(4) 雇用保険法に基づく基本手当を受給する場合

手当日額が 3,612 円以上の基本手当を受給することとなったときは、支給対象期間の初日をもって認定取消となります(障害年金と雇用保険を併給する場合または 60 歳以上の者は手当日額が 5,000 円以上)。

(5) 組合員から仕送りを受けている別居親族の場合

①送金額が被扶養者の収入の 1 / 3 以上の金額、もしくは認定時等に組合員が申し立てた金額を満たしていなかったときは、最後に基準以上の金額を送金した月の翌月 1 日をもって認定取消となります。被扶養者の収入額に変動があった際には、特に注意してください。

②毎月もしくは 2 ヶ月に 1 回以上の送金が行われていなかったときは、定期的な送金がされていた最後の振込日の翌月 1 日をもって認定取消となります。3 ヶ月分以上の金額をまとめて一度に送ることは、継続的な生活費の負担として認められません。

8 主な扶養取消の事由及び提出書類等について

共済被扶養者申告書に被扶養者証と取消日を確認するため以下の書類を添付してください。

※短期組合員の被扶養配偶者の「国民年金第3号被保険者関係届（非該当届）」については、所属所から管轄の年金事務所または年金事務センターへ直接提出してください。

取消事由	取消日	添付書類
就職で他の健康保険に加入	就職日	<ul style="list-style-type: none"> 新しく加入した健康保険証の写し等、就職日が確認できるもの
限度額以上の雇用契約で就職	就職日	<ul style="list-style-type: none"> 雇用証明書 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届（非該当届）」
雇用形態の変更により限度額以上の収入に増加	雇用形態の変更日	<ul style="list-style-type: none"> 雇用証明書。雇用形態変更前、変更後の2枚 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届（非該当届）」
雇用保険の受給 (給付日額3,612円以上)	支給期間の初日	<ul style="list-style-type: none"> (必要に応じて)雇用保険受給資格者証(両面)の写し 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届（非該当届）」
離婚、離縁、子の婚姻	離婚日、離縁日、子の婚姻日	<ul style="list-style-type: none"> 組合員の戸籍謄本等(離婚日等が確認できるもの) 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届（非該当届）」
年金の決定又は改定による収入増加	年金額決定(改定)通知書の日付	<ul style="list-style-type: none"> 年金額決定(改定)通知書の写し
死亡	死亡日の翌日	<ul style="list-style-type: none"> 死亡日が確認できる戸籍謄本等
自営業等事業収入の増加	収入増となった日	<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書及び収支内訳書の写し 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届（非該当届）」
同居要件のある親族と別居	別居した日	<ul style="list-style-type: none"> (必要に応じて)異動後の住民票

※その他必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

※上記以外の取消事由の場合は、共済組合までご連絡ください。

※被扶養者の資格は、その要件を欠くこととなった時点で喪失します。喪失日以後に医療機関で診療を受けた場合は、医療費等の還付請求をする場合がありますのでご注意ください。

さい。

9 被扶養者資格確認調査について

共済組合の掛金は、被扶養者の人数に関係なく組合員の給与額で決定され徴収されます。そして、その徴収された掛金や所属所からの負担金により医療給付などの給付がなされません。

扶養の実態がないのに被扶養者を認定していると、本来支給すべきでない医療給付などを支払うこととなる可能性があり、その損害は掛金を負担している組合員の皆さんが被ることとなります。

そこで、共済組合では被扶養者認定を公正かつ厳正に行うため、地方公務員等共済組合法や関係法令、通達等を十分に踏まえた上で、被扶養者資格確認調査により被扶養者の所得、組合員の扶養能力、扶養の実態などを総合的に審査し、調査対象者が「主として組合員の収入により生計を維持している者」とであると判断した場合に、被扶養者としての資格を継続して認めています。

調査時点から過去1年もしくは2年分の収入や送金について確認書類を提出していただきますので、必要書類等は保管いただくようお願いします。

調査により被扶養者としての資格に該当しなくなったと共済組合が判断した場合、虚偽の報告が認められた場合、また、調査の回答がなかった場合は、生計維持が認められない時点まで遡って被扶養者の資格を取り消すことがありますので、必ず正しい内容でのご提出をお願いいたします。

10 共済被扶養者申告書の記入要領

- ①「申告区分及び申告事由」欄…該当する項目のア～ウ及びa～cを選択して○で囲んでください。申告事由により記入の必須項目が異なりますので、「共済被扶養者申告書記入項目表」により必要項目を記入してください。
- ②すべての申告区分において必須項目であるのは、所属所コード、組合員証番号、所属所名、組合員氏名、被扶養者氏名、続柄コード、続柄、申告の理由及び事実発生年月日、申告書所属所受理年月日、申告者欄、所属所証明欄です。
- ③「認定・取消（事由・年月日）」欄…認定・取消事由コードをコード表により記入してください。
- ④申告の理由及び事実発生年月日を正確に記入してください。
離職により無職無収入となったため・・・離職した翌日
失業保険満了により無収入となったため・・・支給終了日の翌日
○月○日死亡したため・・・死亡した翌日 など
- ⑤認定・住所変更の場合は、「同居別居及び国内居住の有無」、「扶養手当」、「扶養控除」

各欄を必ず記入し、給与事務担当者が扶養手当の有無を確認し記名してください。

⑥「基礎年金番号」欄…配偶者の扶養認定の場合、必ず記入してください。

申告書の記入例

共済被扶養者申告書

証交付		申告区分及び申告事由	
証回収	有・無	ア 被扶養者申告書	a 認定 b 取消
3号届	有・無	イ 被扶養者訂正申告書	a 氏名(フリガナ含む) b 住所 c その他 ()
		ウ 公費負担申告書	a 該当 b 取消

所属所コード	組合員証番号	所属所名	組合員氏名	標準報酬月額
12345	234	〇〇町	組合 清	340,000 円

被扶養者氏名 カナ 漢字	クミアイ ヨシオ		生年月日 元号 年 月 日	性別	続柄コード	続柄
	組合 義雄		3 XX 5 5	1	01	父
認定・取消(事由・年月日)		家族別	同居・別居	居住地	住民登録地住所※別居の場合必須	
事由	元号 年 月 日	同 別	同 別	国内 海外 要件例外	該当 非該当	
1	9	○	○	○	○	
申告の理由及び事実発生年月日		扶養手当	給与事務担当者が扶養手当の有無について 相違ないことを確認し、下欄に記名		扶養控除	
無職で年金収入しかないため (事由発生 平成・令和 年 月 日)		有 無	(氏名) 資格 博		有 無	
年間所得推計額		基礎年金番号	公費コード	公費該当年月日	公費重度	
7 0 0 0 0 0		-			ひとり親(親) ひとり親(子)	

被扶養者氏名 カナ 漢字	クミアイ ハルコ		生年月日 元号 年 月 日	性別	続柄コード	続柄
	組合 春子		3 XX 12 10	2	02	母
認定・取消(事由・年月日)		家族別	同居・別居	居住地	住民登録地住所※別居の場合必須	
事由	元号 年 月 日	同 別	同 別	国内 海外 要件例外	該当 非該当	
1	4	○	○	○	○	
申告の理由及び事実発生年月日		扶養手当	給与事務担当者が扶養手当の有無について 相違ないことを確認し、下欄に記名		扶養控除	
会社を退職し年金収入のみになるため (事由発生 平成・令和 年 月 日)		有 無	(氏名) 資格 博		有 無	
年間所得推計額		基礎年金番号	公費コード	公費該当年月日	公費重度	
		-			ひとり親(親) ひとり親(子)	

申告者欄	上記のとおり申告します。 北海道市町村職員共済組合理事長 様 令和 〇 年 〇 月 〇 日	申告書所属所受理年月日 令和 年 月 日
	住所 〇〇市〇町〇丁目〇〇 申告者 氏名 組合 清	資格喪失証明書 発行を希望する場合、 右記に○を記入してください。
所属所証明欄	上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。 令和 〇 年 〇 月 〇 日	共済組合使用欄
	職名 〇〇町長 所属所長 氏名 〇〇 〇〇	次長 課長 課長補佐 係長 主任 係 合議

共済被扶養者申告書記入項目一覧

申告の種類 記入項目	扶養認定	扶養取消	変更	備考
所属所コード・組合員証番号	◎	◎	◎	右づめ記入
所属所名	◎	◎	◎	
組合員名	◎	◎	◎	
標準報酬月額	◎			
被扶養者氏名	カナ	◎	◎	左詰め、姓名の間は1マス空ける、 カナの濁点・半濁点は1マス
	漢字	◎	◎	
性別・生年月日	◎		△	
続柄コード・続柄	◎	◎	◎	
認定・取消事由コード	◎	◎		
同居別居（国内・海外）	◎	△	△	該当するものに○
扶養手当・扶養控除	◎		△	該当するものに○
給与事務担当者の記名	◎		△	
公費欄	△		△	対象となっている制度に○
年間所得推計額	◎			
基礎年金番号	△			配偶者は必須
氏名・住所変更年月日			◎	氏名・住所変更の場合
住民登録地住所	◎		△	別居の場合は住民登録地を記入
申告の事由及び事実発生日	◎	◎	◎	
申告書所属所受理年月日	◎	◎	◎	
申告者・所属所証明欄	◎	◎	◎	

◎：必須項目 △：該当する場合必須 空白：記入不要 上記以外網かけ欄共済使用

1 異動事由コード一覧表

認定事由	番号	取消事由	番号
組合員の資格取得	11	死亡	32
出生	12	離婚	33
婚姻	13	就職	34
無職・無収入	14	所得の増加	35
所得の減少	15	雇用保険の受給	36
雇用保険の満了	16	別居	37
同居	17	その他	39
その他	19	認定誤り	41
第3号のみ該当	21		

2 続柄コード一覧表

01～19 直系尊属	
続柄	番号
父	01
母	02
配偶者の父	03
配偶者の母	04
養父	05
養母	06
配偶者の養父	07
配偶者の養母	08
祖父	09
祖母	10
配偶者の祖父	11
配偶者の祖母	12
曾祖父	13
曾祖母	14
その他1	15
その他2	16
その他3	17
義理親養父	18
義理親養母	19

20～29 配偶者	
続柄	番号
夫	20
妻	21
夫2	22
夫3	23
妻2	24
妻3	25
妻4	26
その他	27
未届の夫	28
未届の妻	29

30～59 子ども			
続柄	番号	続柄	番号
長男	30	長女	40
二男	31	二女	41
三男	32	三女	42
四男	33	四女	43
五男	34	五女	44
六男	35	六女	45
七男	36	七女	46
長男2	37	長女2	47
二男2	38	二女2	48
三男2	39	三女2	49
養子1	50	養女1	52
養子2	51	養女2	53
養子3	55	養女3	54
養子4	57	子の配偶者	56
養子5	59	長女3	58

60～99 その他			
続柄	番号	続柄	番号
父の妻	60	甥	76
母の夫	61	甥2	77
養父の妻	97	姪	78
養母の夫	98	姪2	79
弟	62	姪3	89
弟2	63	姪4	93
弟3	64	姪5	94
妹	65	姪6	99
妹2	66	配偶者の弟	80
妹3	67	配偶者の弟2	81
兄	68	配偶者の妹	82
兄2	69	配偶者の妹2	83
姉	70	配偶者の兄	84
姉2	71	配偶者の姉	85
孫	72	配偶者の子	86
孫2	73	配偶者の子2	87
孫3	95	配偶者の子3	88
孫4	96	その他1	90
叔父	74	その他2	91
叔母	75	その他3	92

11 被扶養者・兄弟等の調査書の記入要領

- ① 所属所番号・組合員番号以下該当する箇所は全て記入してください。
- ② 「家族構成・続柄・年齢」欄…申告の対象となる被扶養者の氏名と組合員及び認定を受けようとする被扶養者と同一世帯に属する親族全員（3親等以内）を記入してください。認定を受けようとする者が扶養手当の支給対象でない場合は組合員と同順位の扶養義務者に係る記載が必須です。また、続柄欄には、組合員との続柄を、年齢欄には、申告時点における満年齢を記入してください。
- ③ 「同居・別居の別」欄…組合員との状況で該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 「職業」欄…勤務先の名称、自営業の場合はその業種を具体的に記入し、学生については、小・中・高・大学生等の別を記入してください。
- ⑤ 「所得年額」欄…給与収入・年金収入については総収入の額を、事業所得等については、その年間における収入額から必要経費を控除した金額を記入してください。

所得年額前年分欄には、申告時点から過去1年間の総収入額を、向こう1年間推計欄には、申告時点から向こう1年間に見込まれる総収入を記入してください。

所得の種類欄には、給与、年金、事業所得等具体的に記入してください。
- ⑥ 「健康状態」欄…該当する項目を○で囲んでください。
- ⑦ 「兄弟等の調査書」欄…認定を受けようとする者が父母等の場合は組合員の兄弟姉妹全員、配偶者の父母の場合は配偶者の兄弟姉妹全員の状況など、関連する親族全員について記入してください。
- ⑧ 「職歴」欄…認定を受けようとする者に係る職歴について、過去4年間に職歴がある場合は「有」を○で囲み、職歴の始期、終期を記入し、過去4年間に職歴がない場合は「無」を○で囲んでください。また、母を認定する場合の父など、関連する親族（除籍者含む）の職歴についても記入してください。過去に職歴がない場合は「職歴なし」と記入してください。

なお、60歳以上の年金受給者の父母等は過去全ての職歴を記載いただく必要があります。
- ⑨ 「組合員以外の者が認定を受けようとする者に係る扶養手当に相当する給付を受けているか」欄…該当する項目にチェックを入れてください。
- ⑩ 「現在まで加入していた健保等」欄…認定を受けようとする者が直近に加入していた健康保険について、該当するものを○で囲んでください。また、直近の状況について該当する項目にチェックを入れてください。
- ⑪ 「別居しているときはその理由」欄…認定を受けようとする者と組合員が別居している場合は、その理由について記入してください。

⑫「今まで申告しなかった理由等」欄…認定を受けようとする理由や今後どのように扶養していくかについて具体的に記入してください。

被扶養者・兄弟等の調査書

※裏面の注意事項をよく読んで記入してください。

被扶養者の調査書※生計を同一とする者を記載。				所属所番号	北 12345	組合員番号	234	
組合員が認定を受けようとするもの（申告の被扶養者）に係る扶養手当の支給を受けていない場合、組合員の配偶者の状況の確認が必須となるため、記載漏れの無いよう注意してください。								
家族構成	続柄	年齢	同居別居の別	職業	所得年額			健康状態
					前年分	向こう1年間推計	所得の種類	
組合員	本人	38歳		地方公務員	5,900,000円	6,000,000円	給与	
組合 夏子	配偶者	36	同・別	パート	800,000円	800,000円	給与	健康・病弱者
組合 義雄	父	73	同・別	無職	700,000円	700,000円	年金収入	健康・病弱者
組合 春子	母	66	同・別	無職	900,000円	900,000円	年金収入	健康・病弱者
			同・別		円	円		健康・病弱者
			同・別		円	円		健康・病弱者
			同・別		円	円		健康・病弱者
			同・別		円	円		健康・病弱者
兄弟等の調査書 ※認定を受けようとするものが				1 配偶者・子の場合には記入する必要はありません。 2 父母の場合は組合員の兄弟等を記入してください。 3 祖父母・伯父・伯母等の場合は父母の兄弟、配偶者の親族等の場合はその親族の兄弟を記入してください。				
氏名	続柄	年齢	同居別居の別	職業	月収又は年収額	現住所及び勤務先（備考）		
組合 三郎	弟	34歳	同・別	会社員	3,500,000	△△株式会社		
			同・別					
			同・別					
			同・別					
調査書等に関する説明事項（下記については別紙としても差し支えありません）								
職歴 （認定を受けようとする者のみでなく関連する親族がある場合その親族の職歴も記入してください）	該当箇所に○を記載 → <input checked="" type="checkbox"/> [有] [勤務先、始期～終期を記載]		無 [過去4年間職歴なし]					
父 昭和○○年4月1日～平成○○年3月31日 自営業 平成○○年1月1日～令和○○年10月30日 ○○株式会社 以降無職								
母 昭和○○年9月1日～平成○○年3月31日 自営業手伝い 平成○○年4月1日～令和○○年9月30日 (株)××会社								
組合員以外の者が認定を受けようとする者に係る扶養手当に相当する給付を受けているか。現在まで加入していた健保等（該当箇所に○を記載し、加入状況のチェック欄を記入してください）	<input type="checkbox"/> 受給している ※認定の扶養要件を満たしていないこととなります。		<input checked="" type="checkbox"/> 受給していない					
	1 社会保険 <input checked="" type="checkbox"/> 2 国民健康保険 3 公務員共済 4 任意継続 5 その他 ()							
	<input type="checkbox"/> 加入していた健保等でも扶養していた		<input type="checkbox"/> 他の者が扶養していた		<input checked="" type="checkbox"/> 被扶養者自身で加入			
別居しているときはその理由								
今まで申告しなかった理由及び扶養しなければならない事由さらに今後どのように扶養していくか具体的に申し立ててください	母が就業中は、父の年金収入と母のパート収入で自立した生活を送っていたが、令和○○年9月30日(株)××社を退職し、母の収入が無くなり、父の年金収入のみでは、生活を営むことが難しくなったため弟の収入も低いことから今後は私が父と母を扶養することとしたい。							
この調査書に記載した事項は事実と相違ありません。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 組合員職氏名 組合 清 調査書作成責任者職氏名 資格 博				この調査書に記載した事項は事実と相違ありません。 北海道市町村職員共済組合理事長 様 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 所属所名 ○○○○長 所属所長名 北海道夫				